

## 第1回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会 議事概要

### 【1 市民後見人の必要性・意義について】

(清水先生)

市民後見人の要件は、欠格事由を除けば特別な資格は要求されていません。

今回、言われている「市民後見人」について、老人福祉法での規定の以外に、事務局で定義付けしたものがあるのでしょうか。

(高齢福祉課長)

一義的には、老人福祉法で努力義務が規定されており、これにどう対応するかということだと考えています。

(清水先生)

それでは、市が全面的にバックアップして育成する義務があるという前提があり、その対象が市民後見人だという理解で議論します。

(西本先生)

市社会福祉協議会は法人後見を行っており成年後見制度に関わっていますが、事務局は、的確に整理していると思います。

(清水先生)

昨年開催された家庭裁判所との連絡協議会で、「広島市は、市民後見人について消極的で、社会福祉協議会など他者任せにする」という意見も出ていました。

今回、市が責任を持ってやることが、市民後見人の前提になっているという見解が示されたので、進めていくことに非常に意義があると思います。

司法書士会も、弁護士会も社会福祉士会も、第三者後見、職業後見人の数はある程度限られていて、職業後見人による受任も早晚飽和状態になってくるということは十分認識しているので、そういう意味で、市民後見人を育成していかなければいけないのかなと思います。ただ、現実には、申立て件数はそんなに急激に伸びていません。今すぐに、市民後見人が必要なのかどうかは分かりませんが、将来的に必要なになってくると思っています。

(松本先生)

専門職後見人がいずれ足りなくなるから、市民後見人を育成しなければいけないと、補完的な意味で捉えられている感じがしますが。

(高齢福祉課長)

足りないから量的に増やすということもありますが、役割が違うのではないかとということもあるかと思います。専門職に委ねるケースは、法的に難しいものであると思いますが、そうではないケースは市民後見人が担うといった役割分担、質の面での補完です。

**(松本先生)**

意義と必要性を2つ合わせた話の中で、市民後見人がやるべき事案、専門職よりも少し身近に寄り添って後見活動ができることに意味があると思います。そんなに難しい事案について、より適切な後見活動をする人を育てるという意味での必要性をもう少し強調しないと、足りないから、市民の中から募集して養成しますと言われても、市民は疑問に思うのではないのでしょうか。

**(清水先生)**

司法書士はどちらかといえば財産管理に近いケース、社会福祉士は比較的に身上監護に近いケースを得意としており、後見業務における各士業の重点が違います。

今、職業後見人はどういう事案で選任されているのか、そうではない事案は、簡単な事案も含めて、市民後見人に委ねていくという分類作業が必要なのではないのでしょうか。親族間で揉めている事案など特殊な事案でなかったら、親族が大体行います。親族がいない場合は、いわゆる職業後見人ではなく、倫理観がある人に担っていただくというように考えれば、役割分担が浮かび上がってくると思います。

**(広森先生)**

最初の事案を読んだだけでは中身が分からないことがあります。簡単そうでも実際に担って見たら困難ということもあり、なかなか分類は難しいと思います。

生活保護を受けている人や、かけはしを使っている人など、状況が分かっている人で申立てにつながったケースであれば、市が責任を持って、市民後見人で担える案件かどうか判断できるのかなと思います。

**(清水先生)**

市民後見の担うべき事案というのがあると思います。

財産管理でも、最高裁で勧めている信託がありますが、お金をロックしてしまって、ある程度専門家でなくても管理できる状況になってから引き継ぐとか、オン・ザ・ジョブ・トレーニングしながら、専門職後見人と市民後見人がセットで活動した後に引き継ぐ方法を考えるなど、柔軟にやっていったらいいと思います。

**(西本先生)**

市民後見という言葉を使いながら、実質的には親族後見の数が相対的に少なくなるという推定がされており、そういう意味では、後見制度について市民に理解していただく中で、まず親族後見を重点的に補完していくという考え方も大事ではないかと思います。

**(清水先生)**

現実として、市民後見を行っているところは、親族がいない、あるいは適確に後見業務を行う人がいない場合に、補完で使っているところが多いのではないのでしょうか。

**(西本先生)**

市社会福祉協議会の場合は、かけはしの延長線上でかつ市長申立てという形で、対象となる事案を整理しています。

この会議は、市民後見を全体としてどのようにするか、どう位置づけるかという中で、今後おそらく専門職の許容量の限界がきます。その中で、まず一時的にでも親族後見をカバーするというか、親族後見の理解を深めることも大きな目的ではないかなと思います。

**(松本先生)**

全国的には第三者後見が50%を上回っており、広島県でも親族後見は減っています。親族後見人が不祥事を起こしていることが一番大きな理由ですが、最近では、親族後見人が選任されない傾向があり、その部分を第三者後見人が受任していると思います。

**(清水先生)**

事故の発生や責任はどうしても避けたいので、その辺もヒントになってくると思います。

**(手島先生)**

基本的な話に戻りますが、現在の後見申立て数は妥当なのでしょうか。

資料のとおり、認知症高齢者や障害者が多く存在しますが、後見申立している人は半分以下です。しかし、施設利用や福祉サービス利用の中で、認知症などで本人に契約能力がなければ、本来全員が成年後見制度を使わないといけないはずなのに、実態はそうではない。この差は、本人以外の方が平然と契約しているからだと思われます。そういう実態を踏まえて、必要な人全員に、本人の利益を代弁する人を付けていこうという方針を前提とした後見人の確保を、合わせて検討するというのを、まずはっきりさせておく必要があると思います。

全国傾向で増えてくるので、今は困っていないが、今後困ったらいけないという後追的な考え方なのか、積極的に権利擁護を推進していくために活用していこうという方向で考えるのが、鍵になると思います。

また、市民後見人の役割について、補完という考え方は徹底して排除していった方がいいと思います。国や全国社会福祉協議会は、補完という表現をしており、専門職後見人だけでは賄えない状態なので、簡単なケースから市民に任せていこうというやり方をしていますが、市民は市民なりの、担う意義があると思います。先行して、市民後見人を養成し実際に市民後見業務を進めている大阪市などでは、手厚いフォローをしており、そこまでフォローする体制を作るくらいなら専門職の人に担ってもらった方が簡単なのにも思いますが、市民が後見業務を担うことは、被後見人にとっても、後見を担う側の市民にとっても大きな意義があって、将来的にその人たちが、果たしていくだけの期待があるから、市民後見人を養成するのだということを検討して明示していくことで、補完ではない、市民後見の価値というものが示されていくと思います。

そのことを明確にしていけば、今後、市民後見人を募集し、選んでいくときに、目的に合致しているかどうかを見極めることができると思います。受け身で考えていくと、相応しくない人が市民後見人になる可能性もあるので、市民後見人の意義と位置付けは、明確にした方がいいと思います。

(清水先生)

申立て件数は現実にはもっとあるべきだろうし、市民後見人として、今例に出た大阪は無報酬、世田谷区は報酬が出ています、どちらがモチベーションが上がるのかということはありませんが、大阪は無報酬であれだけのことができるのですから、後見そのものの基本的な考え方に立ち却って、進めていく考えに賛成です。

最初に言った定義の話はそのことを確認したかったのです。

(神野先生)

実際に公的な援助を必要としている人の申立てが機能していないこともあって、これが機能していけば、第三者後見人だけでは足らなくなり、市民後見人が必要になってくると思います。

(高齢福祉課長)

市民が担う積極的な役割をきちんと前面に出した上で、市民後見人を養成していくような形で検討していきたいと思います。

## 【2 市民後見を必要とする人について】

(広森先生)

事実行為に関する話がよく出ますが、意義の部分で、身近にいて、きめ細かい、臨機応変な対応というように、直接何でも市民後見人が行うように受けとめられると大変です。

(清水先生)

後見人が被後見人を訪れると、美味しい料理を作る人が来たと思われているケースがあり、研修で、後見人の役割の線引きは示しているのですが、この辺りの対応は、非常に難しいです。

(広森先生)

社会福祉士会でも、風呂に入れて帰ってくるケースがあり、それは違うでしょう、と言うのですが、後見人の役割の線引きは、研修の中で明確にしていかないと、危険があると思います。

(高齢福祉課長)

必要性の意義と市民後見を必要とする人については、積極的な意味合いを出すという皆さんのご意見でした。

### 【3 市民後見の役割を担う人について】

(松本先生)

市民後見人の担い手として期待されている人というのは、例えば、養成講座を行う際に呼びかけを行う対象のことですか。

(高齢福祉課長)

対象によって、身につけていただく内容が変わってくることも想定して、呼びかけ対象を記載しています。漫然と、市民後見人を募集します、でもいいのですが、ある程度対象を絞って呼びかける方が効果的な場合もあるので、どういった人に呼びかければ効果があるのかについて、伺いたいと考えています。

(清水先生)

育児が終わった女性、年齢は何歳以上というように、最初からターゲットを絞るよりは、広範に、後見そのものの意義、後見制度を必要としている人が実際には大勢いるが申立件数は少ないということを知らせて、後見制度を広く理解してもらい、共感して、手伝いたい人が出てくるのが望ましいと思います。知識として広範に、後見がいかに大事なのかを理解してもらうためにも、もう少し広く対象とした方がいいと思います。

(手島先生)

市民後見人が備えるべき資質・能力が何かということから、逆に考えていって募集することも検討すべきだと思います。制度に基づいた後見業務を行うわけですから、制度や実務の理解がなくてはいけません、最初から有する人はいないので、そういった素養は養成の中で身につけてもらえばいいと思います。

一方で、市民後見人の特質とは、身近さという話がありましたが、専門職ではない立場で、被後見人等に人間的な関わりや支えができることだと思います。そういう意味では、特に社会福祉の分野でいうと、対人援助の技術プラス何を大事にしながら人に接するのかという価値観が、必要だと思います。それは、研修でも磨かれますが、素地があるかどうかの見極が必要であり、そう考えると、列記されている中で、かけはしの生活支援員や民生委員児童委員は、実際に、そういう行動をしているので、期待できると思います。特に、市民後見人の姿を確立する第1期で選ぶ際には、かけはしの生活支援員や民生委員児童委員に、ある程度強く呼びかけしてもいいかもしれません。

でもやはり市民に広く呼びかけるというのが原則だと思います。呼びかけるというのは、募集だけではなく、市民後見人の啓発・広報にもつながります。

最初は、市民に広く呼びかけつつ、実際に、高齢者や障害者の権利擁護を行っている人に並行して強く呼びかけていくと、市民後見人の姿が、しっかり定まっていくと思います。

(清水先生)

市では、予算を確保する中で、養成する人数の目標があるのですか。

(高齢福祉課長)

現時点で、数の目標は定めていません。

(松本先生)

列記されている人は、ターゲットとして絞られており、この方々に声かけするのはいいと思いますが、手島先生が言われたように、やる気があり、被後見人のために親身になってやっていただける方というように、基本的に広く呼びかけるのがいいと思います。

(手島先生)

先行して市民後見を行っているところは、講習も2段階にしているところが多いです。

最初に、基礎研修の募集時に必ず応募動機や決意などを作文で書いてもらいフィルターにかけます。次に基礎研修後に面談して、その人たちが実務研修まで進めるかどうかフィルターにかけ、そこで選ばれた人だけ実務研修を受けて、その後もう一回面談をして、本当にやれるのかどうかを最終確認して、進めているというのが一般的な手順です。そういう意味では、基本的に個別判断を貫けるということです。

多くは、社会福祉協議会がその役割を担っています。市は直接実施するのではなく、財政的な援助が中心ですが、もっと市がバックアップをしなくてはならないと思っています。

(広森先生)

先行的にやっている大阪などは、社会福祉協議会が統括しているのですか。

(手島先生)

大阪、神戸、福山では、コントロールしているのは社会福祉協議会です。市は、権利擁護センターのスタッフの人件費を負担することが多いのです。本来、委託元の市がしっかりするべきで、もう少し積極的な関与をしていくべきだと思います。広島市では、ぜひ市が積極的に関与をしてもらいたいと思います。

(広森先生)

養成したからと言って、放任するわけにはいきません。ぱあとなあにしてもリーガルサポートにしても、報告書を出させたうえで、間違いはないか、変なことはしていないか精査しています。

(手島先生)

市民後見人の候補者になるためには、今言ったように多くのフィルターがありますが、大阪市は、後見人に就任した後も日常的なバックアップ、市民後見人同士が話し合えるような場づくり、必要に応じて個別にスーパーバイスするなど、かなり綿密かつ丁寧なフォローをしていますので、そうした体制で実施できれば成り立つと思います。

(清水先生)

大阪の事案は、DVDで見ましたが、困ったときに相談を受けるフォローの体制がしっかりできています。

(手島先生)

市民後見人に対して、専門職のバックアップがマンツーマンでついているので、実は、手間はかかるのです。

(広森先生)

市民後見人の育成は、いずれは、自分にも関わってくるという点で、みんなが広く、成年後見制度を知って活用するという、理念的なところを啓発する側面もあります。

(手島先生)

市民がどれだけできるのかの試金石でもあり、大阪市は、かなり丁寧にやっています。

(清水先生)

費用が要らないというが、市民後見に対する報酬が要らないだけで、バックアップ費用は相当かかっていると思います。

(西本先生)

最終的に選任するのは家庭裁判所なので、いかに家庭裁判所から、市民後見人を信用していただくかというのが一番重要です。そういう意味で、大阪市は、バックアップ体制の組織作りで、行政のみならず、社会福祉協議会、弁護士や司法書士が合体して支援センターを構築し、家庭裁判所から信用を得ることによって物事が前に進んでいると理解しています。

(広森先生)

市民後見人が受任した時の監督人という形態なのですか。

(松本先生)

週2回、火・金曜日に1回90分、市民後見人が、課題が起きたときに相談をしているようです。

(広森先生)

親族後見でも監督人をつけるなどしないと心配です。

(清水先生)

最初の市民後見の定義に戻るのがですが、家族が揉めているような事案では、市民後見が入っているわけではないのでしょうか。

(手島先生)

家族間の人間関係で揉めているのだったらまだいいのですが、金銭絡みで揉めている場合は、市民後見人が担うのは厳しいので、財産管理ができる専門職が担うことになると思います。

先ほど西本先生からありましたように、確かに最終的には、家庭裁判所が選任しないといけないので、選んでもらえるような条件づくりに、大阪市は苦心されたと思います。大阪市は、スタートするまでに1～2年かけて、家庭裁判所を含めて協議し、これならいい

だろうという線をはっきりさせた上で、それに応じた体制を作っているのだと思うので、広島市でも市民後見人の活用を行おうとすれば、大阪の例は参考になると思います。

(清水先生)

実際に、広島市内で市民後見人養成講座を開いているところがありますが、修了生名簿を家庭裁判所に提出しても、選任されないかもしれません。

(西本先生)

東京家庭裁判所も、市民後見は監督人をつける前提で、という言い方をはっきりとしています。

(清水先生)

本来的な後見制度を推し進めていくには、時間も手間もかかる。行政が腹を括り、みんなが協力をしてというのでないと、なかなか前へ進んでいかないと思います。

(松本先生)

声掛けをしても関心のある人しか来ないと思います。お金儲けになるかもと考える人が来た場合には、研修で絞り込んでいく必要があります。

(清水先生)

職業的に縛りのない市民ならお金儲けしたいという人がいて、月に何件担ったら幾らというように考える人が出てくるかもしれない。

(手島先生)

少し話を聞けば儲からないことは理解されると思いますが、困るのは、誰かに何かをしてあげたくて仕方がない人です。

現在の社会福祉の中心的な考え方は、自己決定をいかに支えるかということで、成年後見制度でも、ややもすれば、そのことが置き去りになります。特に社会福祉の分野でのアプローチ、本人の自己決定をどうやって支えるのか、可能にする条件を作るのかということに苦心するわけです。その点から考えると、誰かに何かをしてあげたくてしょうがない人は、とても困るわけで、お金儲けもさることながら、そこをフィルターにかけるために、作文や面談が重要になってくると思います。

(高齢福祉課長)

市民後見の担い手は、できるだけ広く対象とするということが、皆さんの御意見だと思います。

習得方法について手島先生に伺いたいのですが、実際に行うには、実務経験が必要だということですが、実際どういった方法で、そういう素地を積むのが望ましいでしょうか。

(手島先生)

いきなり一人で担うというのは難しいので、それをどうするかだと思います。受任してもらいつつ、しばらくは専門職のスーパーバイザーがマンツーマンで行うこともあ

りますし、最初から複数後見にして一定の時期にひとり立ちすることを前提にする方法もあります。いずれにせよ、個別に、家庭裁判所の了解をもらえる方法を調整する必要があると思います。

(松本先生)

私も、初めは実務経験がなかったのです。就任してから、いろいろ調べながらやっているのですが、研修の中で、実務経験をそこまで求めなくてもいいのかなと思います。

#### 【4 市民後見人の育成・活用に向けた対応について】

(高齢福祉課長)

市民後見の役割を担う人について、市を含めて、きちんとバックアップできるような体制を示して、裁判所から、信頼を獲得できるようにしていくことが重要との意見を伺いました。

(松本先生)

家庭裁判所が安心して選任できるような体制を整えるということであれば、養成プラス養成後の具体的に就任後のフォローが必要です。大阪では相談体制を作っており、実際にやるとなると、専門職も相談員を張りつかせないといけないので、大変だろうとは思いますが、その辺りまでやらないと、安心して選任されないでしょう。

(清水先生)

広島家庭裁判所の先般の協議会での見解は、「今、市民後見人が必要な状況にはなっていない。今後そういうことがあるかもわからないが、可能性の議論はしない」ということでした。

選任するとしたら、少なくとも責任の所在、事件が発生しないことが第一ですが、発生したときにどこがどのような形でフォローしていくのかクリアにする必要があります。特に、経済事件と虐待事件が起こる懸念を払拭していかなければいけない。

リーガルサポートも、不祥事が起こらないように、かなり厳しい内部規律でやっています。そういう点から考えていくと、かなりハイレベルな人材育成を、見えるような形で示していかないと、選任する側はいいとは言わないと思います。

大阪の家庭裁判所は、どういう基準で市民後見人の選任に踏み切っているのか、もう少し詳しく知りたいです。

(松本先生)

法律が改正されて、こういう体制が市で作られてくる中で、市民後見人を全く選ばないというのは妥当ではないと、最高裁が各地の裁判所に示さないかなと思っています。

**(清水先生)**

成年後見制度ができて10年以上経ち、これまでは社会福祉協議会が対応してきたのですが、法律が改正されて、前面になるべく出なかった市が、何とかせざるを得なくなったというのが発端の動機だと思います。

家庭裁判所家庭局も、どこかで通知等を出すと思いますが、かなりハードルの高いものが示されると思います。

**(手島先生)**

地域福祉を進める立場でいうと、市民後見人を養成していくとなれば、そのプロセスで、成年後見制度がもっと世の中に知られていきますし、さらに、成年後見制度の目的・趣旨である本人主体・利用者主体という理念を拡大していく点では、仕組みを作って、市民後見人が選任されることが積み重なっていけば、市民でも、かなり踏み込んだ権利擁護に関わることにつながり、社会福祉の理念を活かしたものが実態として生まれていくことは、とても価値が高いことなので、そこは、突破していくべきではないかと思います。

しかし、専門職でさえ信用度が薄れている中で、市民はもっと難しいでしょうから、その点は、専門職によるバックアップとか、内部での客観性のあるチェック体制といった仕組みでカバーするしかないと思います。市民には、こんなにチェックされるとは聞いていなかったということのないように、チェック体制も含めて了解を得ておく必要があります。

**(清水先生)**

基本的には人権問題であり、世界的な潮流があるので、早晚そのようなことをやっていくようになると思いますが、広範に候補者を出そうという大事なところをベースに置いて、絞って行うという二段構えで、ある程度大きく構えた方がやりやすいというか、多少挫折しても復活できると思います。

**(松本先生)**

大阪市は研修の中に、家庭裁判所の書記官等が講師として入ってはいないのですか。

**(手島先生)**

入っています。スタートするまでにかなりの時間をかけて協議しています。研修会と称して、弁護士会と社会福祉会と司法書士会と、社会福祉協議会が入っていたかどうかは分からないのですが、家庭裁判所も入っています。

大阪は、既に後見人が足りない状況でしたので、家庭裁判所も関わらざるを得なかったと思いますが、何よりも広島は、足りていますと言われてしまえば、話が前へ進まないで、成年後見制度を使う人を増やすことをセットで考えないと、現実的な問題として考えてもらいにくいと思います。

**(広森先生)**

ばあとなあでは、今後は、依頼された案件について、本当に社会福祉士でないといけな

いのか、もう少し中身を精査して、他の士業が受任した方がいい場合は返すことも考えています。報酬がないから社会福祉士というように、金額面だけ見て社会福祉士が選ばれているような案件もあります。実際に、生活保護受給者など市長申立の案件の受任はほとんど社会福祉士です。

社会福祉士会では、毎年約20名が研修し名簿登録者を養成していますが、認定社会福祉士という制度ができて、基礎研修を受けた人という縛りがかかるので、来年度からは、研修を受ける人数が減ってくる可能性があります。

**(清水先生)**

司法書士会では、後見は本業でもありますが、社会に対する貢献だという理解でやっているの、無報酬でも行っています。報酬がなかったら担わないということは全くなく、公益信託成年後見助成基金の活用ができますので、生活保護の人の後見も当然入っています。

足りているかどうかについては、かなりきつい状況だと思いますが、一般の会員に対しても研修していますので、供給源は増えてくると思います。

**(松本先生)**

弁護士会では、研修は年に1回、家庭裁判所に依頼して行っています。

**(広森先生)**

社会福祉士会では、任意的なものですが、登録者は、年2回の登録者会議（研修会）のうち、どちらか1回は研修会に出席することにしてあります。来年度に向けて、リーガルサポートと同じように継続研修を行い、勉強会に欠席したり、報告書を提出しなかったら外していくなどの対応が必要と感じています。

**(清水先生)**

広島のリールサポートでの継続研修は、単位数は12単位とわずかですが、研修時間が長いので、結構きついです。

**(広森先生)**

先ほど自立支援、自己決定の部分をどう支援していくかという話がありましたが、現状は、精一杯の切羽詰まった段階での後見申立てになっていますが、本来なら、後見制度は、すぐ騙されるような心配がある保佐、補助類型の人をきちんとサポートしていく制度でもあるので、そういう人に制度を活用してもらおうという動きを、来年度から日本社会福祉士会もします。実際福山では、保佐類型が増えてきています。

保佐、補助類型の方こそ、成年後見制度をうまく活用して、社会福祉士が代弁したり、金銭管理したりというサポートを、きちんとしていかなければいけないと考えています。

**(西本先生)**

市社会福祉協議会は、かけはしを前提とした法人後見を行っています。

市民後見人をどのような形として考えるかという点では、かけはしの事業の中で、支援が必要な人と直接いろんな関わりを持っている生活支援員（約140人）が市民後見の一番基礎になる部分かなと思います、第一候補者として考えています。

生活支援員に、後見に関して、研修会という形で知識を広げていただくことを進めています、これが定着していけばいいなと考えています。

（清水先生）

近いところに居て、ある程度みんなが見ていて、知っている人がお互いに支え合っていくという、ある意味で市民後見のイメージに近いです。

（西本先生）

生活支援員は、基本的には、地区社会福祉協議会の会長や、地域の支援団体から推薦していただいています。そういう意味では、実態に則した形での支援が、かけはしの中で体制的にできていますので、それを発展させたいと考えています。

（手島先生）

市社会福祉協議会は、かけはしの仕事をしている中で、その延長として法人後見を担っています。かけはしは、事業の利用意思を確認し、署名して、利用契約を結ばないといけない制度なので、判断能力がある程度あって、意思確認ができる人が対象なのですが、特に認知症の高齢者などは、徐々に判断能力が低下していき、契約が維持できなくなります。しかし、歳月を重ねていく中で、ずっと支援している生活支援者と信頼関係が築かれているのに、判断能力が低下したから、全然違う人が後見業務を担うことは得策でない場合があります、そうした場合に、援助の形態を維持しようと思えば、関わり方は変えるが、関わる人は同じ人というようにするために、市社会福祉協議会が後見人になって法人後見をしています。法人だから、誰の後見でも受けますよ、という形にはしていません。それは、社会福祉協議会だからこそだと思います。

しかし一方で、市民活動を育成・活性化していくことが社会福祉協議会の使命なので、地域福祉を進める意味では、無報酬でもいいから何か社会貢献をしよう、自分の役割として地域のために何かをしたい、そういう人が市民の中から出てくる点をうまく活用した市民後見の体制づくりというのが考えられます。

バックアップの方法、市民後見人を動かしていく仕組みを作るのかは分かりませんが、大きな役割を社会福祉協議会が担う、あるいは、担うべきだと思います。市と社会福祉協議会が両輪となって進めていき、そこに、しっかり三士会の方々も協力していく体制をいかに作るかが大切だと思います。